

緊急通報システムについて

急病・事故など緊急時に消防署へ通報するシステムを設置するサービスです。

●対象者

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 緊急時の対応ができない状態の高齢者等のみの世帯の方

●負担額

設置費用…世帯の所得状況により異なります。

救急要請や相談などの通報は、電話回線を使用するため通話料は利用者が負担します。

●設置する機器

< 緊急通報システム本体 >

- ・ 固定電話と接続し、電話回線（NTT回線）を利用します。
- ・ 緊急時に【非常ボタン】を押すと、茨城県西南地方広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）に通報されます。必要に応じて救急車が出動します。
- ・ 相談事があるときは【相談ボタン】を押してください。

< ペンダント（無線発信機） >

- ・ 就寝中などに緊急事態が発生した際、ボタンを押すことで消防本部に通報することができます。

●申請方法

別紙申請書に必要事項を記入、押印のうえ、役場介護福祉課へ申請してください。

●連絡先

境町役場介護福祉課 0280-81-1323

緊急通報システム本体



ペンダント

